

基礎研 レター

日本の子どもの性被害(1)

-児童買春や淫行罪は懲役と罰金の併科あり、居住自治体の青少年保護条例は要チェック！性被害による PTSD は生涯続く-

生活研究部 研究員 乾 愛
(03)3512-1847 m-inui@nli-research.co.jp

1—はじめに

2023年4月12日に、元大手アイドル事務所所属の現歌手が、日本外国特派員協会にて記者会見を行い、所属していた事務所創業者による性被害を实名告白したことで話題となった^{1,2}。

この話題の前には、2023年2月に男性保育士が勤務先の女儿複数名に対し、強制わいせつ罪と児童買春・児童ポルノ禁止法違反で逮捕された事件や³、2019年にはベビーシッターとのマッチングをするサイトでも男性シッターによる強制わいせつ事件が話題となり⁴、小さな子どもを持つ親を震撼させた。

最近では、新聞やニュースで報道されるようになり、目につくことが多くなったように思えるが、昔から日本では子どもの性的被害が後を絶たない。

それにも関わらず、子どもの性的虐待に関する支援に取り組んできた保健師時代の筆者も、そもそも身近な大人が性的な犯行や被害に関する知識が乏しく、効果的な予防策を講じていない実態を痛感した。

子どもの性被害に関する課題は、小児性愛者などの限定的な者を厳罰化すれば良い話ではなく、関係がないと考えている大人全てが、正しい知識と対処行動をとることで回避される社会的な問題である。

本稿では、まず性的事犯や性的被害に関する定義について整理し、子どもが性被害を被った場合は、はかり知れない身体的、精神的な影響について正しく認識して欲しい。その上で、第2稿、第3稿では、子どもの性被害の被害人数や被害経路などの実態について分析する予定である。

(※本稿は、性被害の課題点に関する議論やその対策を論じるものではないことに留意)

¹ 共同通信ニュース「元ジャニーズ性的被害を受けた__カウアン・オカモトさんが会見」(2023年4月12日)

² 毎日新聞「ジャニー喜多川氏から性的被害 元ジャニーズ Jr.が会見」(2023年4月12日)

³ 読売新聞オンライン「女儿18人にわいせつ、保育士に実刑判決、性的欲求満たそうと資格取得」

<https://www.yomiuri.co.jp/national/20230203-OYT1T50402/> (2023年2月4日)

⁴ 毎日新聞「どう防ぐ ベビーシッターによる性犯罪」(2020年7月1日)

2— 関連法令や条例から分かる子どもの性被害とは？

まず、実態を把握する前に、そもそも性的な被害とはどのようなことを指すのか定義を整理したい。

警察庁では、子どもの性被害に関連する法令や条例を掲載しており、また、子どもの性被害に関する罪種別の統計データにおける分類にも影響を及ぼすため、基本的な理解として、以下3つの法令と条約に整理する。

2-1 | 児童買春の定義と罰則

まず、児童買春とは、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）」（以下、児童買春・児童ポルノ禁止法）⁵の第1章総則において、定義がなされている（参照：図表1）。

図表1。「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）」

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性に鑑み、あわせて児童の権利の擁護に関する国際的動向を踏まえ、児童買春、児童ポルノに係る行為等を規制し、及びこれらの行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童の権利を擁護することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「児童」とは、十八歳に満たない者をいう。

2 この法律において「児童買春」とは、次の各号に掲げる者に対し、対償を供与し、又はその供与の約束をして、当該児童に対し、性交等（性交若しくは性交類似行為をし、又は自己の性的好奇心を満たす目的で、児童の性器等（性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。）を触り、若しくは児童に自己の性器等を触らせることをいう。以下同じ。）をすることをいう。

- 一 児童
- 二 児童に対する性交等の周旋をした者
- 三 児童の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）又は児童をその支配下に置いている者

3 この法律において「児童ポルノ」とは、写真、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体その他の物であって、次の各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものをいう。

- 一 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態
- 二 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの
- 三 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、殊更に児童の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀でん部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの

出所) G-ROV法令「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）」
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=411AC0100000052>

この法律の第二条では、18歳未満の者について「児童」と定義されており、第二条第二項では、その児童や児童に対する性交等の周旋をした者、さらに児童の保護者などの監護的立場の者に対して、「対償を供与し、又はその供与の約束をして、当該児童に対し、性交等（性交若しくは性交類似行為をし、又は自己の性的好奇心を満たす目的で、児童の性器等（性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。）を触り、若しくは児童に自己の性器等を触らせることをいう。以下同じ。）をすること」、これを児童買春として定義している。

このように児童買春に関する法律では、18歳未満の児童に対して、金銭や金品などの提供したり、提供する約束をして、性交等に及ぶことが児童買春に当たると定義している。

⁵ G-ROV 法令「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）」
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=411AC0100000052>

この児童買春事犯が成立した場合の罰則について図表2へ示した。児童買春をした者は五年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処され（第四条）、また、これら児童買春を事業的に斡旋する組織が出現しており⁶、これらに対し、児童買春の周旋をすることを業とした者は、七年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処される（第五条）こととなっている。

さらに、児童買春の周旋をする目的で、人に児童買春をするよう実際に勧誘をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する（第六条）とされている。

図表2. 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）」

第二章 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰等

（児童買春）

第四条 児童買春をした者は、五年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

（児童買春周旋）

第五条 児童買春の周旋をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 児童買春の周旋をすることを業とした者は、七年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。

（児童買春勧誘）

第六条 児童買春の周旋をする目的で、人に児童買春をするように勧誘した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の目的で、人に児童買春をするように勧誘することを業とした者は、七年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。

出所) G-ROV法令「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）」
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=411AC0100000052>

次に、同法律の第二条第3項では、「写真、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体その他の物」について、「一 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態、二 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であつて性欲を興奮させ又は刺激するもの、三 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であつて、殊更に児童の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀でん部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの」の3つの「いずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したもの」が児童ポルノと定義されている。

この児童ポルノ事犯が成立した場合の罰則について図表3へ示した。

同法の第7条では、自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者（自己の意思に基づいて所持するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処される。

また、自己の性的好奇心を満たす目的で、第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録を保管した者（自己の意思に基づいて保管するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）も、同様とされている。

⁶ 日本で児童買春・児童ポルノ禁止が成立した背景に、大手旅行会社が企画した旅行ツアーが児童買春へのアクセスになっていた事実があり、国際ECPAT（End Child Prostitution, Child Pornography And Trafficking in Children for Sexual Purposes 第1回会議において国際的な批判を浴びたことが契機である。

図表 3. 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）」

（児童ポルノ所持、提供等）

第七条 自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者（自己の意思に基づいて所持するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。自己の性的好奇心を満たす目的で、第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録を保管した者（自己の意思に基づいて保管するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）も、同様とする。

2 児童ポルノを提供した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を提供した者も、同様とする。

3 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。同項に掲げる行為の目的で、同項の電磁的記録を保管した者も、同様とする。

4 前項に規定するもののほか、児童に第二条第三項各号のいずれかに掲げる姿態をとらせ、これを写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物に描写することにより、当該児童に係る児童ポルノを製造した者も、第二項と同様とする。

5 前二項に規定するもののほか、ひそかに第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物に描写することにより、当該児童に係る児童ポルノを製造した者も、第二項と同様とする。

6 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を不特定又は多数の者に提供した者も、同様とする。

7 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。同項に掲げる行為の目的で、同項の電磁的記録を保管した者も、同様とする。

8 第六項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを外国に輸入し、又は外国から輸出した日本国民も、同項と同様とする。

出所) G-ROV法令「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）」
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=411AC0100000052>

さらに、児童ポルノを提供した者やその児童ポルノに記録するための姿勢をとらせた者やそれを記録（製造）した者、児童ポルノを不特定多数もしくは多数の者へ提供した者、児童ポルノを運搬、輸入、外国に輸入した者については、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処され、より厳しい罰則規定であることが分かる。

2-2 | 児童福祉法の淫行罪は重罪、懲役と罰金の併科あり

続いて、児童福祉法に規定のある「淫行させる行為」通称、児童淫行罪について図表 4 へ示した。

児童福祉法では、「児童に淫行をさせる行為」を禁止しており、これが同法第 34 条第 1 項第 6 号に当たる⁷。

児童福祉法の淫行罪に詳しいウェルネス法律事務所によると⁸、この児童淫行罪は、第 3 者へ淫行させることだけでなく、自分自身と淫行した場合も含まれると指摘している。

また、この「淫行」という行為は、「児童の心身の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる性交又はこれに準ずる性交類似行為（手淫や口淫）（最高裁平成 28 年 6 月 21 日決定）」のことを指し、「児童をもっぱら性欲のはけ口にしているようなケースでは淫行と判断される」と指摘している。

さらに、「淫行させる行為」について、「直接たると間接たるとを問わず児童に対して事実上の影響力を及ぼして児童が淫行をなすことを助長し、促進する行為（最高裁昭和 40 年 4 月 30 日決定）」であるとの判決が存在しており、具体的には、6 つの「①行為者と児童の関係、②助長・促進行為の内容、③児童の意思決定に対する影響の程度、④淫行の内容及び淫行に至る動機・経緯、⑤児童の年齢、

⁷ G-ROV 法令「児童福祉法」<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322AC0000000164>

⁸ ウェルネス法律事務所 <https://wellness-keijibengo.com/jidouhukushihouihan/>

⑥その他当該児童の置かれていた具体的状況等、の要素を総合考慮して判断される（最高裁平成28年6月21日決定）ものである」と示している。

これに違反すると、罰則は10年以下の懲役、または300万円以下の罰金（第60条第1項）となり、この両方を課される併科も存在しており、児童福祉法に定められている罰則の中では最も重罪となっている。

図表4. 「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）」

第二章 福祉の保障
第十節 雑則
第三十四条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。
一 身体に障害又は形態上の異常がある児童を公衆の観覧に供する行為
二 児童にこじきをさせ、又は児童を利用してこじきをする行為
三 公衆の娯楽を目的として、満十五歳に満たない児童にかかるわざ又は曲馬をさせる行為
四 満十五歳に満たない児童に戸々について、又は道路その他これに準ずる場所で歌謡、遊芸その他の演技を業務としてさせる行為
四の二 児童に午後十時から午前三時までの間、戸々について、又は道路その他これに準ずる場所で物品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供を業務としてさせる行為
四の三 戸々について、又は道路その他これに準ずる場所で物品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供を業務として行う満十五歳に満たない児童を、当該業務を行うために、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第四項の接待飲食等営業、同条第六項の店舗型性風俗特殊営業及び同条第九項の店舗型電話異性紹介営業に該当する営業を営む場所に立ち入らせる行為
五 満十五歳に満たない児童に酒席に侍する行為を業務としてさせる行為
六 児童に淫いん行をさせる行為
七 前各号に掲げる行為をするおそれのある者その他児童に対し、刑罰法令に触れる行為をなすおそれのある者に、情を知つて、児童を引き渡す行為及び当該引渡し行為のなされるおそれがあるの情を知つて、他人に児童を引き渡す行為
八 成人及び児童のための正当な職業紹介の機関以外の者が、営利を目的として、児童の養育をあつせんする行為
九 児童の心身に有害な影響を与える行為をさせる目的をもって、これを自己の支配下に置く行為
② 児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター又は児童自立支援施設においては、それぞれ第四十一条から第四十三条まで及び第四十四条に規定する目的に反して、入所した児童を酷使してはならない。

出所) G-ROV法令「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）」
[Jhttps://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322AC000000164](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322AC000000164)

2-3 | 意外と知らない居住地の青少年保護条例

続いて、青少年保護条例（青少年保護育成条例等）とは、青少年の保護・育成とその環境整備を目的に、地方自治体で交付する条例の名称であり、上述の定義を基に、子どもの性被害を防ぐための対策を含め、地方自治体ごとに制定されている。

例を挙げると、東京都では、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」（昭和39年8月1日に制定）⁹において、青少年の環境の整備に加え、青少年の福祉を阻害する行為を防止し、青少年の健全な育成を図ることを目的とする条例である（参照：図表5）。

この条例の中で、子どもの性被害に関連する項目をピックアップすると、「第三章の二 青少年の性に関する健全な判断能力の育成（第十八条の三・第十八条の七）」と、「第三章の三 児童ポルノ及び青少年を性欲の対象として扱う図書類等に係る責務（第十八条の八・第十八条の九）」が該当する。

青少年の性に関する健全な判断能力の育成の項目では、保護者等の責務や、都の責務、安易な性行動を助長する情報を提供しないための自主的な取り組みなどが明記されていることに加え、反倫理的な性交等の禁止や児童ポルノ等の提供を求める行為を禁止すると明確に記されている。

⁹ 東京都「東京都青少年の健全な育成に関する条例」
https://www.reiki.metro.tokyo.lg.jp/reiki/reiki_honbun/g101RG00002150.html

また、児童ポルノや青少年の性に関する図書等の責務に関する項目では、青少年を性欲の対象として扱う紙媒体などに関する責務や、事業者や都民との連携による児童ポルノの根絶に関する都の責務、保護者の保護監督・教育に関する責務や事業者に対する責務についての内容が規定されている。

図表 5. 東京都「東京都青少年の健全な育成に関する条例」(昭和39年8月1日)

○東京都青少年の健全な育成に関する条例
(目的)
第一条 この条例は、青少年の環境の整備を助長するとともに、青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を防止し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

第三章の二 青少年の性に関する健全な判断能力の育成(平九条例七五・追加、平一六条例四三・改称)

(青少年の性に関する保護者等の責務)
第十八条の三 保護者及び青少年の育成にかかわる者(以下「保護者等」という。)は、異性と交友が相互の豊かな人格の醸成に資することを伝えるため並びに青少年が男女の性の特性に配慮し、安易な性行動により、自己及び他人の尊厳を傷つけ、若しくは心身の健康を損ね、調和の取れた人間形成が阻害され、又は自ら対処できない責任を負うことのないよう、慎重な行動をとることを促すため、青少年に対する啓発及び教育に努めるとともに、これらに反する社会的風潮を改めるように努めなければならない。
2 保護者等は、青少年のうち特に心身の変化が著しく、かつ、人格が形成途上である者に対しては、性行動について特に慎重であるよう配慮を促すように努めなければならない。
3 保護者は、青少年の性的関心の高まり、心身の変化等に十分な注意を払うとともに、青少年と性に関する対話を深めるように努めなければならない。
(平一七条例二五・全改、平二二条例九七・一部改正)

(青少年の性に関する都の責務)
第十八条の四 都は、青少年の性に関する健全な判断能力の育成を図るとともに、当該判断能力が形成途上であることに起因して、青少年の健全な育成が阻害されないよう、普及啓発、教育、相談等の施策の推進に努めるものとする。
(平九条例七五・追加、平一六条例四三・旧第十八条の三線下、平一七条例二五・平二九条例七四・一部改正)

(安易な性行動を助長する情報を提供しないための自主的な取組)
第十八条の五 青少年に対して情報の提供を行うことを業とする者は、青少年の安易な性行動をいざ知らず助長するなど青少年の性に関する健全な成長を阻害するおそれがある情報を提供することのないよう、自主的な取組に努めなければならない。(平一七条例二五・追加)

(青少年に対する反倫理的な性交等の禁止)
第十八条の六 何人も、青少年とみだりな性交又は性交類似行為を行ってはならない。(平一七条例二五・追加)

(青少年に児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止)
第十八条の七 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行ってはならない。
一 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第二条第三項に規定する児童ポルノ(以下単に「児童ポルノ」という。))又は同法第七条第二項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。次号において同じ。)の提供を行うように求めること。
二 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求めること。
(平二九条例七四・追加)

第三章の三 児童ポルノ及び青少年を性欲の対象として扱う図書類に係る責務(平二二条例九七・追加・改称)

(児童ポルノの根絶等に向けた都の責務等)
第十八条の八 都は、事業者及び都民と連携し、児童ポルノを根絶するための環境の整備に努める責務を有する。
2 都民は、児童ポルノを根絶することについて理解を深め、その実現に向けた自主的な取組に努めるものとする。
3 都は、みだりに性欲の対象として扱われることにより、心身に有害な影響を受け自己の尊厳を傷つけられた青少年に対し、当該青少年がその受けた影響から回復し、自己の尊厳を保つて成長することができるよう、支援のための措置を適切に講ずるものとする。
(平二二条例九七・追加、平二六条例一一六・一部改正、平二九条例七四・旧第十八条の六の二線下・一部改正)

(青少年を性欲の対象として扱う図書類に係る保護者等の責務)
第十八条の九 保護者等は、児童ポルノ及び青少年のうち十三歳未満の者であつて衣服の全部若しくは一部を着けない状態又は水着若しくは下着のみを着けた状態(これらと同等とみなされる状態を含む。)にあるものの扇情的な姿態を視覚により認識することができる方法でみだりに性欲の対象として描写した図書類(児童ポルノに該当するものを除く。)又は映画等において青少年が性欲の対象として扱われることが青少年の心身に有害な影響を及ぼすことに留意し、青少年が児童ポルノ及び当該図書類又は映画等の対象とならないよう適切な保護監督及び教育に努めなければならない。
2 事業者は、その事業活動に関し、青少年のうち十三歳未満の者が前項の図書類又は映画等の対象とならないよう努めなければならない。
3 知事は、保護者又は事業者が青少年のうち十三歳未満の者に係る第一項の図書類又は映画等若しくは扇情的なものとして東京都規則で定める基準に該当するものを販売し、若しくは頒布し、又はこれを閲覧若しくは観覧に供したと認めるときは、当該保護者又は事業者に対し必要な指導又は助言をすることができる。
4 知事は、前項の指導又は助言を行うため必要と認めるときは、保護者及び事業者に対し説明又は資料の提出を求めることができる。
(平二二条例九七・追加、平二九条例七四・旧第十八条の六の三線下)

第三章の四 インターネット利用環境の整備
(平一七条例二五・追加、平二二条例九七・旧第三章の三線下)

(インターネット利用に係る都の責務)
第十八条の十 都は、インターネットの利用に関する青少年の健全な判断能力の育成を図るため、普及啓発、教育等の施策の推進に努めるものとする。
2 都は、青少年がインターネットの利用に伴う危険性及び過度の利用による弊害について適切に理解し、これらの除去に必要な知識を確実に習得できるようにするため、青少年に対して行われるインターネットの利用に関する啓発についての指針を定めるものとする。

出所) 東京都「東京都青少年の健全な育成に関する条例」(昭和39年8月1日) https://www.reiki.metro.tokyo.lg.jp/reiki/reiki_honbun/g101RG00002150.html

この他にも「夜間の外出禁止」に関する内容は大半の自治体に組み込まれており、青少年の対象年齢も18歳まで(一部6歳以上18歳未満)と定めているのは共通している。

一方で少し特異的な条例内容を持つのが、2016年に「長野県子どもを性被害から守るための条例」

¹⁰が制定された長野県である。

この条例では、子どもを性被害から守るために県や事業者、保護者や学校等における責務を明記し、基本的施策として、予防・被害者支援・啓発活動の3つの柱を掲げ、深夜外出の禁止に加え威迫等による性行為の禁止まで規則項目に明記し罰則を規定しており、具体的な策を講じていることが分かる。

今回は、都道府県ごとの条例比較は実施しないが、地方自治体ごとに工夫をして子どもの性被害を予防するために取り組んでいる。是非、一度は居住地の条例を確認し、子どもを性被害から守る制度があるか、又は有害図書提供等により条例違反をしていないか確認して欲しい。

(上記のほか、子どもの性被害に関する法律や規定は、刑法や児童虐待防止法、風営法や労働基準法など様々に関連しているが、本稿では、警察庁が公表する子どもの性被害に関連する内容に限定していることにご留意いただきたい。)

3—子どもの性被害による身体的・精神的影響

次に、子どもが性被害を受けた場合に被る心身への影響について整理したい。今回は、性的被害における医学的所見を整理し、身体的、精神的の影響について図表6へ整理した。

図表6. 性被害による身体的・精神的影響

所見	直後・短期的影響	長期的影響	小児期症状
身体症状	痛み、かゆみ、出血、発熱、緊張、多弁、号泣、震え、ショック、令静、笑み等 *回避反応や対処機制としての感情コントロールの場合があり	慢性疼痛、頭痛、過敏性腸症候群、喘息等 *性被害を受けた者は、長期的な健康障がい認められている	・本来の発育に添わない 早期の生殖機能発達(月経早発、乳房緊満等)
身体的影響	性器外傷	口腔、乳房、膣、直腸等の損傷	・女兒：処女膜の損傷
	性器以外の外傷	皮膚裂傷、打撲、骨折、痣、脱毛等	・不登校・引きこもり
	性感染症	梅毒、淋菌感染症、クラミジア感染症、トリコモナス症、細菌性膣症等	・運動機能の低下
	妊娠	経口避妊薬の内服や子宮内避妊器具の装着等の対応	人口妊娠中絶、妊娠・出産等
精神症状	恐怖、悪夢、不眠、怒り、困惑、羞恥心、罪悪感等	感情コントロール不良、睡眠障害、パニック発作等	・本来の発育発達に添わない性的な言動
精神的影響	急性ストレス障害 (闘争-逃走反応、凍結反応、認知の歪み)	心的外傷後ストレス障害 (PTSD再体験、回避、認知・感情影響、覚醒・反応性変化)	・自尊心の低下や社会性の欠如
	健忘症	一次的健忘症	・学力低下
	抑うつ症状	抑うつ症状	

出所：MSDマニュアル「レイプ被害者の医学的診察」(2020年4月)、「小児虐待」(2020年12月)、日本産婦人科医会「(3) 刑事裁判を見据えた性的虐待」等より、筆者が作成

3-1 | 身体的影響

まず、強制的性交や、強制わいせつ行為などを受けた後の、身体的な影響として性器周りの損傷が認められる。これは外性器に加え、女兒であれば膣内、男児の場合は直腸内の損傷(裂傷、裂創、皮下

¹⁰ 長野県子どもを性被害から守るための条例(平成29年6月23日公布、同年7月13日施行)概要 <https://www.pref.nagano.lg.jp/jisedai/kyoiku/kodomo/shisaku/documents/20160707shi2gaivo.pdf>

出血、擦過傷) 状態が認められ、性的被害を受けた際に最も特異的な所見となる。

女児の処女膜辺縁部の不整な凹凸等は先天的に認められず、男児の場合にも日常生活で直腸裂傷をする機会はないことから、性被害において特異的な証拠として裏付けられる。

しかし、性被害は強制性交等だけでなく、性描写を見せられることや児童ポルノとして写真を撮られることなども含まれるため、性被害を受けたからと言って、必ずしも性器周りの損傷が認められるわけではないことに留意する必要がある。

特に小児では、性被害に特異的な身体症状が認められずとも、本来の発育発達から逸脱した(年齢不相応な)言動や不正出血、生殖機能の早期発育などが出現する場合がある。

明確な損傷がない場合にも、長期的な身体症状や、性感染症、妊娠兆候等が認められて発覚したケースも存在するため、図表6に示すように、普段から子どもの状態を観察し、様子がおかしい場合や生活環境からの評価を見落とさないようにする必要がある。

子どもの性被害では、長期的な身体症状の訴えや、生殖機能の損傷に性感染症による不妊症、妊娠に対する人工妊娠中絶などの身体的な負荷が伴い、その影響は図りしれない。

3-2 | 精神的影響

次に、子どもの性被害に伴う精神的な影響として、精神症状やストレス障害に健忘症、抑うつ症状等が認められている。

精神症状としては、恐怖や困惑、羞恥心や怒りなどの複雑な感情が出現し、コントロール不良に陥ることがある。これは、性被害という出来事の回避的な対処としての感情統制の意味合いを持つことがあるため、困惑している感情に対して、周りが責めたり否定をしてはいけない。特に、小児の場合には親へ怒りを向けるケースがあるため対応には留意が必要である。

また、精神的影響として重要な医学的所見は、ストレス障害である。性被害の直後や短期的な反応と示す急性ストレス障害と、長期に渡って症状を示す心的外傷後ストレス障害が認められている。

急性ストレス障害は、日常生活が送れなくなる、逆に以前の日常生活に固執する、感情的苦痛を回避するため全ての出来事に無関心・他人事になるなどの「闘争-逃走反応」がみられる。また、被害に関連した記憶を思い出さないようにする「凍結反応」や、罪悪感や羞恥心、助けてくれなかった悲しみなどの否定的な感情や考え方になる「認知の歪み」が出現する。

上述の急性期の反応が長期化すると、現実感の消失や精神機能の低下により、離人感などの「**解離症状**」や、睡眠障害やパニック発作などの「**身体症状、精神症状**」の常態化、匂いや場所などがトリガーとなり被害を想起させることでパニック症状を引き起こす「**フラッシュバック**」が認められている。

慢性的な症状である**心的外傷後ストレス反応(PTSD)**は、震災後に有名になった症状であるが、性被害が引き起こす精神的な影響としても代表的な疾患であり、幼少期に受けた性被害がきっかけでPTSDに苦しむ、成人しても社会生活が送れなくなるなど、人生に長期的に影響を与えてしまう疾患であることを認識してもらいたい。性被害による身体的損傷が治癒しても、性被害を受けた児童の心の傷は一生癒えないのである。

4—まとめ

本稿では、子どもの性被害に関する定義を関連法令や条例を用いて整理し、子どもの性被害による身体的、精神的影響についてまとめた。

子どもの性被害に関連する法令には、児童買春・児童ポルノ禁止法や児童福祉法が存在しており、規定に違反すると懲役か罰金、もしくはその両方の併科が課される重罪である。

また、子どもの性被害に関する地方自治体の条例として青少年保護（健全育成）条例が存在しており、青少年の夜間外出の制限や性的に刺激する情報の提供を回避する責務を求めることなどは全国で共通するものの、具体的に教育機関で人権教育や性教育を組み込み、性被害者の支援について具体的に明記するなど、各自治体での工夫が認められる条例も存在している。

今一度、居住地域の条例内容を確認することで、自身が不適切な情報提供に加担していないか等を見直す機会にしていきたい。

さらに、子どもの性被害に関する身体的影響では、性器周りの損傷に留まらず、長期的な言動を観察しケアする必要があること、精神的な影響では、日常生活や成人後の社会生活にも長期的な人生に影響を及ぼし兼ねないストレス障害等が生じる可能性があることを認知して欲しい。

次稿では、本稿で整理した子どもの性被害に関する法令に基づき分類された罪種別の被害児童人数等の実態を分析する予定である。